

市長記者会見記録

日時：2019年12月6日（金）14時00分～14時25分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：令和元年台風第19号で被災された方への本市独自の支援策について（健康福祉局）

<内容>

《令和元年台風第19号で被災された方への本市独自の支援策について》

【司会】 お待たせいたしました。ただいまより、定例市長記者会見を始めます。

本日の議題は、令和元年台風第19号で被災された方への本市独自の支援策についてとなっております。

なお、本日の会見につきましては、市長の公務の関係で大変申し訳ございませんが、1時間を超えない範囲で開催させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、福田市長から御説明いたします。よろしくお願いいたします。

【市長】 それでは、令和元年度台風第19号で被災された方への本市独自の支援策について御説明をさせていただきたいと思っております。

本年10月12日に本市を襲った台風第19号は、災害救助法の適用を受ける大きな被害を本市にもたらしました。特にこの台風は、広範囲にわたる浸水被害をもたらしましたことが特徴となっております。

資料の2枚目を御覧ください。これまで災害救助法による住宅の応急修理制度や被災者生活再建支援制度など、様々な被災者向けの支援策を実施しておりますが、これらの制度では、建物の損壊が少ない浸水被害を受けた被災者への支援策が十分でないため、被災者の負担が大きくなっております。

一方、市民の皆様や関係団体の方々から多くの寄附金を頂戴し、その使い道を検討しており、このたび、本市の被災状況を鑑み、浸水被害を受けた住宅にお住まいの被災者の負担軽減を図るため、それらの寄附金も活用して本市独自の支援策を実施するものでございます。

資料1枚目の2を御覧ください。支援対象は台風第19号においてお住まいの住宅が床上・床下浸水の被害を受けた世帯主とし、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない半壊、一部損壊、いわゆる準半壊、それから、一部損壊（10%

未満)の世帯といたします。ただし、集合住宅は浸水した住戸のみを対象としておりますので、2階以上の住戸や共用部分のみの浸水は対象外となります。

そのほか、浸水した建物に居住していた世帯であれば、被災した賃借人も対象とします。また、被災建物に居住していないオーナーや店舗は対象外といたします。店舗共用住宅は対象といたします。

支援金の支給方法につきましては、被災者の申請に係る負担を軽減するため、既に罹災証明書の交付を受けている方で対象となる方には、本市から順次申請書を郵送いたします。また、罹災証明書の交付を受けていない方につきましては、罹災証明書の交付時に、支給対象となる方には窓口で申請書をお渡しすることといたします。

支援金の額は1世帯当たり一律30万円とし、支給対象の世帯は約3,000世帯を見込んでおまして、総額約9億円となっております。

支給までの今後の予定といたしましては、最短で本年12月下旬に第1回目の申請書送付を行い、令和2年1月中旬に第1回目の給付金支給を行うこととしております。

最後に、本支援策の実施に当たりまして、本議会中に補正予算その4として提案することとしております。私からの説明は以上です。

【司会】 それでは、ただいま御説明いたしました議題に関することについて、質疑応答に移らせていただきます。進行につきましては、幹事社様、よろしく願いいたします。

【幹事社】 まず、台風なんですけれども、災害についてなんですけれども、間もなく12日で台風の上陸から2カ月になりますけれども、市内での被災の状況とかいったものを、ざっくりでいいので、今、市内ではどんな状況が現在進行形で動いているのかですとか、そういった認識を教えてくださいませんか。

【市長】 例えば、申請に基づいた罹災証明の発行率というのは、残すところ、今週の初めの時点ですと、本当にごくわずかと聞いておりますので、そういったものは進んでいると思います。

それから、状況によっては、地域によって若干差はありますけれども、まだ1階部分で生活することができない住宅でありますとか、あるいは製造業を中心とした企業の中で平常どおりの状況に戻っていないというところも聞いておりますので、まだ以前の状態には戻っていないというのが現状だと把握しています。

【幹事社】 そのお話にも関連するんですけれども、市長はこれまでの会見の中で、例えば街頭はきれいに片づいたように見えるけれども、家の中はまだぐちゃぐちゃとか、そういった見えないところでの被災が続いているとおっしゃっていましたけれど

も、それについては、何か把握されている部分というのは。

【市長】 そうですね。まさに今おっしゃっていただいたように、水とか泥は吐き切ったんだけど、壁の中の断熱材のところに水がしみ込んでいて、それでカビが生えているとか消毒が必要だとかいう状態が続いているということなので、そういう意味では、外からではなかなか見えないような臭いだとかに苦しんでいらっしゃるという状況は今もお続いていると思っています。

【幹事社】 そうしますと、市としては、災害に対しては今も継続して災害が続いているという認識を持たれているということですか。

【市長】 そうですね。はい。

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。

【幹事社】 最初にちょっと細かいことを聞きますけれども、事務局が今おっしゃられていた半壊、一部損壊のこの2つ、浸水の場合は、これはどういう定義になっているのか。どういうふうになったら半壊？

【市長】 じゃ、説明、各課からでもよろしいでしょうか。

【幹事社】 はい。

【財政局】 資産税管理課でございます。一部損壊につきましては、半壊に至らないまでを一部損壊という定義で行っております。

【市長】 いやいや、浸水被害の10%未満とかいうのをどういうふうに定義する、いわゆる10%未満というのは床下ということですか。

【幹事社】 要するに、半壊って、ごく普通の言葉で言えば半分壊れたということなんですけれども、浸水の場合はどういうことになったら半壊と定義されるのかという。

【市長】 端的に申しますと、一部損壊（10%未満）というのは、いわゆる床下浸水と定義されています。一部損壊、それから半壊というのは、いわゆる床上浸水ということで大まかには定義ができます。

【幹事社】 後で細かいことは後ほど聞きますけれども、それで、これを3つ合わせて一律30万円ということですか。

【市長】 はい。そうです。

【幹事社】 どのレベルであっても。

【市長】 はい。

【幹事社】 これは何というか、区分けが難しいというか、要するに境目が難しいということから30万円にするということですか？

【市長】 一律という意味ですか。

【幹事社】 はい。

【市長】 実は今回のものはなるべくスピード感を持って支給していくべきだということ、事情は非常に異なりますけれども、いわゆる浸水という形で被害を受けたという意味では、例えば泥の撤去でありますとか消毒に関わるという意味では、床下浸水であっても床上浸水であっても同じであるということでありまして、とにかく細かいところを精査していくというよりも、スピード感を持って対応していくという意味で一律ということにさせていただきました。

【幹事社】 今回のように被災者生活再建支援法の支援対象とならない被災世帯に対して市独自で支援策を講じた例というのは過去にあるのでしょうか。

【市長】 過去にはございません。

【幹事社】 ありがとうございます。

幹事社からは、この件については以上ですので、各社、質問お願いいたします。

【記者】 今回は、被災者生活再建支援法の対象となる世帯が、後でお伺いしますけれども、おそらくごく一部になると見られていて、それで対象外の方から問い合わせだったりとか要望があったりはしたのでしょうか。

【市長】 具体的な要望というよりも、被災者生活支援の現行制度の対象にならないというのは、やはりこの制度は地震を想定しているということで、浸水被害にはあまり対応していないと思っています。そんな中で、これだけ被害に遭っているのに適用にならないんですかという声は本当に多くの市民の皆さんからいただいているところです。そういった声もあったということは事実です。

【記者】 もう1点。30万円にした理由というのは何ですか。

【市長】 被災者生活再建支援法の基礎支援金というものが50万円に設定されております。それは大規模半壊以上のものということになるわけですがけれども、それとも見合いをという形で一律30万円という金額設定にさせていただきました。

【記者】 ありがとうございます。

【市長】 どうぞ。

【記者】 今に関連してなんですけれども、30万円の中でどんなことが被災者の方々にはできるだろうという想定は、どんなことがあるのでしょうか。

【市長】 既に泥出しだとか消毒だとかいう形、あるいは壁を剥がしてまた直すだとかいうことをやっておられる方は多数いらっしゃると思います。その負担を少しでも軽減できればという思いで、その一助になればという形での設定にさせていただいております。

【司会】 ほか、いかがでございますか。では、本件につきましては、これで終了とさせていただきます。

なお、本議題に関する所管課からの説明を、市長会見終了後、改めて行わせていただきますので、そちらのほうもよろしく願いいたします。

《神奈川県におけるデータ流出の報道について》

【司会】 それでは、次に市政一般に関する質疑に移らせていただきます。進行につきましては、幹事社様、引き続きよろしく願いいたします。

【幹事社】 本日、県のほうで、機密情報の入ったハードディスクが廃棄業者によって転売されて情報漏えいが発生するという発表があったんですけども、川崎市でも同じようにサーバーの中にリースされているものが入っているということがあって、それを返却するときは、川崎市ではこういった対応をとられているのでしょうか。

【市長】 私どもも、神奈川県にデータに当たるのは共有ファイルサーバーという形で呼んでおりますけれども、契約期間が終了するとデータを完全に消去して、それを本市で確認をした上で建物外に持ち出すという形でやっております、ただ消したよということだけじゃなくて、(所管課からの)説明によりますと、もう一回上書きをちゃんとすると。もう一度復活できないような形で上書きという作業を施した上で、それをこの庁舎内で業者と本市の職員が確認をお互いにし合って初めて外に出せるというプロセスを踏んでいるということでございますので、そういった意味では復元不可能な状態を完全に建物内で確認してから外に出すということにしております。

【幹事社】 では、その点に関しては、川崎市の状況は安全であるということですか。

【市長】 はい。そのように確認しております。

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。

【幹事社】 今の質問に関連してなんですが、ハードディスクを廃棄なり、あるいはリース後返却する場合に、完全に消去した上で、それを確認してから建物の外に出すという対策をとられているということですけども、もともと基本的にファイルサーバーにファイルとして記録する時に、例えば暗号化であるとかいった対策はとられているのでしょうか。

【市長】 事務方からでもよろしいでしょうか。

【幹事社】 はい。

【総務企画局】 総務企画局システム管理課でございます。共有ファイルサーバーの件でございますけれども、共有ファイルサーバーにつきましてはの暗号化という処理は

してございません。

【幹事社】 それは何か暗号化していない理由があるのでしょうか。暗号化しないのが一般的だからということですか。

【総務企画局】 共有ファイルサーバー自体が庁内の利用ということに限定となっておりますので、外と触れ合うことがないネットワーク環境でございますので、そういった意味では、その時点での暗号化を施していないという状況になってございます。

【幹事社】 すると、庁内にはインターネットに接続されているコンピューターも結構あると思うんですが、そういうものについては暗号化等はされているのでしょうか。

【総務企画局】 今、インターネットの環境と庁内の環境のネットワークを切り離して利用している状況ですので、直接インターネットに我々の中のネットワークがつながるといったことがない状況になってございます。

【幹事社】 そうしますと、行政文書等、個人情報を含むものなどが保存されているのは全て共有ファイルサーバーに保存されていて、完全にネットワークとは切り離されているという理解でよろしいですか。

【総務企画局】 そうですね。インターネットの環境とは切り離されていると考えていただいて結構だと思います。

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。

【幹事社】 幹事社からは以上なので、各社、どうぞ。

《令和元年台風19号への対応について》

【記者】 すいません。よろしいですか。

【司会】 どうぞ。

【記者】 先ほどの浸水被害の関係で、今定例会の代表質問で、排水樋門の操作手順の見直しについての言及がされました。そういった操作手順の妥当性を含めて、来年3月をめどに検証結果をまとめるという発表もされているんですが、その前に、この段階で操作手順の見直しに言及された理由は何かあるのでしょうか。

【市長】 少なくとも、今回、結果を見て、検証作業はちゃんとやらせていただきますが、その上で最終的な判断をしなくてはいけないと思うんですが、とはいっても、こういう状況というならこのままで果たしていいのかといたらそうではないだろうということから、見直しの必要性というのは申し上げております。

最終的にどうするかというのは、検証結果を見てどういう手順にしていくのかということをしつかりと決めさせていただいて、説明させていただくことになると思いま

す。

【記者】 わかりました。続けてお願いします。そうしますと、それは改定しない可能性もあるということでしょうか。

【市長】 いや、おそらく今回の事象を受けて、改定しないということはちょっと考えづらいのではないかなと思っています。全く変えない形というのは、今まだ検証段階の中で断定するものなんですが、それはないのではないかとと思っています。

【記者】 わかりました。

続けてお願いします。そういった検証作業について、第三者の介在した検証委員会を設置して欲しいと求める声も出ています。それについては、市長はどうお考えになりますか。

【市長】 まず大事なことは、正確に、それから、スピード感を持って検証していくことというのが次の対策につながるので、ただ、そうであっても、自分たちの市内だけで議論して検証するということは、こういった状況ですからよろしくないだろうという話をしておりまして、そういった意味で、河川ですとか、こういった下水とかの専門家の皆さんから御意見をいただいて、それを検証の中に組み込んでいくという形で、必ず第三者の目を入れるような形で検証というものを報告していきたいなと思っています。独立した第三者の委員会を立ち上げてというと、どうしてもかなり時間がかかってしまうということは聞いておりますので、お手盛りではないかという不信感が持たれないような、そういったことに留意して検証作業を進めていきたいと思っています。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【記者】 今に関連して、ちょっとかぶってしまうんですけども、第三者委員会は設けないけれども、河川だったり下水道も基本的には有識者に？

【市長】 そうですね。

【記者】 それは、例えば既に投げかけているという状況ですか、それとも今後ですか。

【市長】 いや、まだそこまでは行っていないのではないかと思います。ちょっと日々刻々状況が変わってきているので、誰か来ていますか。

【上下水道局】 上下水道局管路保全課です。今、第三者の有識者等は検証中でございまして、その有識者を選定している最中でございます。

【市長】 選定中ということ。

【記者】 選定中。それはもう樋門の操作手順に限定してなんですか。それとも今回

のことを広く全般的にという形になるんですか。

【市長】 おそらく今回の開け閉めも含めた一連の対応についてのことを御意見いただけるという形でないといけないと思いますけれども。

【記者】 それに関連して、昨日も市民の有志から市長宛てに3点要望があったと思うんですけれども、その受け止めをお願いします。

【市長】 まだ私もしっかりと文書を受け取っていないというか、ちゃんと見ていないので、しっかり精査した上でお答えをしようと思っております。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

最後にもう1点。その要望の中でも出てくるというか、話にも出ていると思うんですけれども、要は水門を閉めるようにという国の、参考基準にはなりますけれども、国交省のほうから6月に来ていて、それは河川のほう、別の部署に来ていたと思うんですけれども、とはいっても上下水道も関連してくる話だと思うので、そのあたりの連携がどうだったのか、今の時点で連携がなかったと考えていらっしゃるのか、それとも、そうはいつでも縦割りだからしょうがないというお考えなのか、そのあたりはどうですか。

【市長】 いや、そのことも含めてしっかりと検証の中でやっていきたいなと思っています。

【記者】 それも専門家の方に御意見頂戴するという。

【市長】 そうですね。というか、やはり部分的にというよりも、全体的に検証のことを第三者の方から見ていただけてということが大事ななと思っています。

【記者】 ありがとうございます。

【司会】 ほか、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

では、質問もないようでございますので、定例市長会見は以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(以上)

・この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355